

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 30 年 12 月 27 日

更新日 令和 5 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒960-1492）フクシマケン ダ テ グ ン カワマタマチ アザゴヒャク ダ福島県 伊達郡 川俣町 字 五百 田 30

名称（フリガナ）：カワマタ シンコウカイ川俣 シャモ 振興会

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 佐久間 清

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：カワマタ川俣 シャモ、Kawamata Shamo

4 明細書の変更

川俣シャモ振興会（以下、「振興会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）素雛の確認

ア 生産者は、「川俣シャモ管理カード」及び「譲渡通知書」により以下の内容を確認及び記録する。

（ア） 「譲渡通知書」により、産卵・孵化に使用する親鶏は福島県農業総合センターから供給を受けたものであることを確認する。

（イ） 「川俣シャモ管理カード」により、素雛の品種及び川俣町内の孵化業者から供給を受けたものであることを確認する。

（ウ） 生産者は、（ア）及び（イ）に基づく素雛の管理について、「川俣シャモ管理カード」及び「飼養管理記録」に記録のうえ、振興会に提出する。

イ 振興会は、生産者から提出を受けた「川俣シャモ管理カード」及び「飼養管理記録」により、生産者における素雛の使用が遵守されていることを確認する。

（2）飼育方法の確認

ア 生産者は、飼育期間中、鶏舎内の気温、流水状況、飼育状況及び風通しなどの飼育管理について、「飼養管理記録」に記録し、出荷時に振興会へ提出する。

イ 振興会は、生産者から提出された「飼養管理記録」により、生産者における飼育管理が遵守されていることを確認するとともに、年1回現地調査を実施する。

(3) 最終製品の確認

ア 最終製品の確認については、振興会が指定の食鳥処理業者（以下「指定業者」という。）に委託する。

イ 指定業者は、生産者が出荷する際に提出した「川俣シャモ管理カード」により、出荷日齢を確認するとともに、「川俣シャモ」の最終製品が、明細書に記載された形態である鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ（以下「鶏肉等」という。）であることを確認する。

ウ 振興会は、指定業者から生産者に発行される肉用鶏の「計量票」、「生鶏内訳」を受け取り、振興会が確認を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 振興会は、生産者及び食鳥処理業者（以下「生産者等」という。）が、明細書に記載された素雛の使用、飼育方法及び最終製品の確認を遵守していない場合、生産者等に対し警告を発し、是正を求める。

なお、是正を求めたにも関わらずこれに従わない場合、振興会は生産者等からの肉用鶏の出荷を受け入れないこととする。

(2) 振興会は、少なくとも年に1回、生産者に対し、総会等において講習会の機会を設け、明細書に記載された内容（素雛、生産地、飼育方法）の各基準を遵守するよう周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 振興会は、株式会社川俣町農業振興公社（以下「公社」という）又は指定業者において、明細書に記載された農林水産物等の生産の方法に従い生産された鶏肉等に、地理的表示である「川俣シャモ」及び登録標章が使用されているか否かを確認するとともに、地理的表示である「川俣シャモ」及び登録標章を使用している商品及び梱包表示についても確認する。

(2) また、出荷の際には、以下の鶏肉等があるか否かを確認する。

ア 明細書に記載の基準を満たしていない鶏肉等であるにもかかわらず、地理的表示である「川俣シャモ」及び登録標章が使用されている鶏肉等

イ 地理的表示である「川俣シャモ」のみが使用されている鶏肉等

ウ 登録標章のみが使用されている鶏肉等

エ 地理的表示である「川俣シャモ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている鶏肉等

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 振興会は、以下に該当する場合は、公社又は指定業者に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、製品の出荷を禁止する。

